

各障害児通所支援事業所 管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部

障害児・療育担当課長 菱田 彰

施設・事業所における事故報告フォームの変更について

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。
標記の件について、「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」
（令和6年5月9日付6福祉障施第499号東京都福祉局障害者施策推進部長通知）により
事故等が発生した場合の速やかな報告をお願いしたところ です。

この度、東京都のシステム変更に伴い、事故等発生時の報告フォームを変更することと
いたしました。

つきましては、下記のとおり取り扱うこととさせていただきますので、ご協力のほどよろ
しくお願いいたします。

記

1 報告方法（変更ありません）

事故報告書の提出は、事故報告書提出フォームによる報告を原則としますが、**死亡事故
や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせが想定される事故等については、発生
後直ちに各所管宛電話による報告**をお願いします。

また、その後、可能な限り速やかに別紙様式例を参考に各所管提出フォームに事故報告
書（第1報）の御提出をいただいた上で、その後続報を提出してください。

事故等に応じて、東京都への報告に加え、保護者・区市町村（原則として実施機関）・
関係機関（警察・消防・保健所等）への連絡も行ってください。

※1 事故の状況等によっては、現地確認を実施する場合があります。

※2 事故報告書のファイル名を「【事故報告】施設・事業所名（サービス種別*）第
〇報」としてください。

*多機能型事業所等の場合は事故に係るサービス種別を記載

（例）【事故報告】〇〇福祉園（児童発達支援）第1報

2 都へ至急の報告が必要な事故

以下のような事故が起きた場合は、可及的速やかに電話で施設サービス支援課に
第一報を入れるようお願いいたします。

- (1) 死亡事故
- (2) 送迎車両の車内への利用児童の置き去り事故
- (3) 利用児童の送迎中に起きた交通事故、事業所側が加害者となる交通事故
- (4) (3) 以外に警察が介入した運営上の事故（利用児童の行方不明、暴力事件等）
- (5) その他、緊急性が高いと判断されるもの

3 報告先

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

施設サービス支援課 児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374

＜事故報告提出先（変更後）＞

<https://logoform.jp/form/tmgform/835126>

4 変更日

令和6年12月20日（金）午後6時

5 その他

旧報告フォームにつきましては上記変更日以降は使用できませんのでご注意ください。

【問合せ先】

東京都福祉局障害者施策推進部

施設サービス支援課 児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374